

広島県収受	
第	号
- 3.9.30	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
令和3年9月30日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

染毛剤製造販売承認基準の英訳について

医薬部外品のうち、染毛剤の製造販売の承認基準については、「染毛剤製造販売承認基準について」（令和3年6月28日付け薬生発0628第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により示してきたところですが、別添のとおり、当該基準の英訳を作成したのでお知らせいたします。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「染毛剤製造販売承認基準の英訳について」（平成27年11月11日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）は廃止します。

